

# 5

## 国際離婚

離婚についての取り決めは国によってさまざまで、離婚を認めない国も存在します。日本で外国人配偶者との離婚が成立しても相手国では成立しない場合があるため、お互いの国の離婚制度を確認した上でそれぞれきちんと離婚手続きや報告をすることが必要です。

### 1. 日本の離婚制度

#### 【離婚手続きの流れ】

- ① **協議離婚**  
夫婦で話し合って離婚を役所に届け出ます。  
「離婚届」を役所に提出し、未成年の子どもがいる時は親権者を決めます。
- ② **調停離婚  
審判離婚**  
話し合いがまとまらない時、家庭裁判所で第三者を介して調停します。  
親権、養育費、面会交流、財産分与、年金分割等の申立ができます。  
審判離婚は、一定期間内に異議が出されれば必ず無効になるので、あまり用いられません。
- ③ **訴訟提起**  
調停、家庭裁判所による審判で離婚成立しなかった場合、家庭裁判所に訴訟提起して離婚します。原則として調停を経ずに裁判離婚はできません。  
(調停前置主義) 訴訟係属中に和解して離婚することもできます。
- ④ **裁判離婚**  
離婚判決確定後、裁判所は離婚届に添付する「判決書謄本」と「判決確定証明書」を発行します。
- ⑤ **離婚成立**

日本では夫婦間の話し合いによる「協議離婚」が離婚全体の約9割弱、調停離婚が約1割と言われており、家庭裁判所に訴えを起す裁判離婚はごくわずかです。また、離婚の訴えを起すことができるのは、以下のいずれかにあてはまるときだけです。(民法第770条)

- 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

## 2. アメリカの離婚制度

アメリカでの離婚は、日本の協議離婚のように役所に届け出ることによって離婚が成立する制度はなく、全ての離婚は裁判所で行います。離婚は州によって認められますが、裁判の前に別居期間をおくことを求める州があるなど、州ごとに離婚の方法が異なるため離婚の申し立てをする州に登録のある弁護士への相談が必要です。

### 【離婚手続きの流れ】

- ① **書類提出** 申請書 (Petition-Marriage)、召喚状 (Summons) などの必要書類を地元の裁判所に提出受理後に召喚状を相手に送達
- ② **相手から返答** 召喚状を受け取った側は決められた日数以内に返答書 (Response) を裁判所へ提出 (期日以内に返答がない場合、申請者は欠席判決の申請が可能となります)。
- ③ **情報開示** 夫婦共有の財産 (負債) などについて情報を開示します。
- ④ **話し合い・裁判** 親権、養育費、扶養手当について話し合います。合意できない場合は裁判所に申し立てし、一時的な命令 (Temporary Order) を裁判所から出してもらいます。財産分与などについて話し合い、合意できれば離婚合意書 (Marital Settlement Agreement) を作成し裁判所に提出し、それが承認されれば裁判の内容となります。合意できない場合、裁判所が裁判で判断を下すこととなります。
- ⑤ **判決**
- ⑥ **離婚成立** 裁判所によって離婚判決 (Judgment of Absolute Divorce/Final Decree of Divorce) が出されます。

### Point!

離婚の前に相手のフルネーム、出身州、生年月日、社会保障番号 (Social Security Number: SSN) など個人を特定できる情報を確認しておきましょう。

### ●日本と大きく異なることの例

- ✓ **No Fault Divorce** … 正当な理由がなくとも離婚の訴えができます。
- ✓ **Joint Custody** (共同親権) … Physical Custody (養育権) と Legal Custody (親権) があります。この点、州によって呼称が異なりますが、基本的な考え方は概ね同じです。親の離婚に際しては子どもの利益が第一に考えられます。また、子どもが一定の年齢に達するまでの扶養義務があり、州によっては強制的に養育費を回収するシステムもあります (38頁参照)。
- ✓ **Community Property State** … 夫婦の財産の考え方は州によって変わりますが、ルイジアナ、アリゾナ、カリフォルニア、テキサス、ワシントンなどの州では財産分与における結婚期間中の財産 (または負債) は名義が夫婦どちらであっても共同資産とみなし、こうした州は Community Property State と呼ばれます。

### アメリカにいる相手からの離婚請求

裁判所や弁護士から、裁判についての通知や訴状、または離婚判決の書類などが送られてきた場合、上記①の召喚状が送られてきた可能性があります。

不利な条件での欠席判決となる可能性が高いので通知や訴状と思える書類は簡単に受け取らない、受け取った場合には放置したりせずすぐに英語が話せる弁護士等に相談するなどの対応が必要です。

### 3. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）と日本で離婚する場合

#### ●協議離婚（Divorce by Agreement）

日本人とアメリカ人の協議離婚は日本では合法ですが、日本の役所での協議離婚は裁判所を通していないため、アメリカでは基本的に効力を持ちません。

未成年の日本国籍を有する子どもがいる場合は、離婚後の親権者をどちらかに指定します。外国籍しかない子どもの場合は、どこの国の法律によって親権者を定めるかケースによって異なりますので、弁護士等の専門家に相談してください。

#### ●調停・審判離婚（Divorce by Mediation or Decision）

親権、養育費、慰謝料、財産分与などの話し合いが双方でまとまらない場合は、家庭裁判所（Family Court）に離婚調停を申し立て、調停委員を介して話し合いをします。調停は原則日本語で行われます。相手が日本語に堪能でない場合は、裁判所が通訳を選任し申立人が通訳費用を負担することになります。審判離婚は、一定期間内に異議が出されれば必ず無効になるので、あまり用いられません。

#### ●裁判離婚（Divorce by Judgment）

話し合いがまとまらず調停が不成立となったとき、相手が行方不明の場合や調停に出て来なくて不成立となったときは、家庭裁判所へ訴訟を提起することができます。弁護士等の専門家に相談してください。訴訟手続内で和解離婚することもできます。

- 日本では原則として調停を経ずに裁判離婚をすることはできません。

当事者が訴訟手続きのために出頭していて、2人のうちどちらかが訴訟を行っている国に居住していれば、日本の家庭裁判所で法律的に認められた離婚はアメリカでも認められます。

- アメリカ大使館または領事館で離婚に関する「宣誓供述書」（Affidavit）を作成することができます。これらの文書は直接の法的拘束力はありませんが、アメリカで裁判になった場合には証拠の一部となります。

#### 行方不明者との離婚

相手が何年も行方不明であっても自動的に離婚になることはありません。

生死不明という状況が3年間継続しているとそれ自体が離婚原因となり、裁判離婚が認められます。行方不明者との離婚は、行方がわからない、連絡がつかないことをまず証明しなくてはならないため警察署に「行方不明者届」を提出してください。

また、生死がわからない状態が7年間以上続いた場合は家庭裁判所に申し立をして「失踪宣告」を出してもらい、法律上は「死亡」したものとしての手続きが可能となります。

詳しくは弁護士等の専門家に相談してください。

#### Tips!

外国人配偶者との離婚に関し「法の適用に関する通則法」で定められています。日本では、夫婦の一方が日本に居住地をもつ日本人であれば、相手が外国に居住していても日本の法律に従って離婚の手続きを進めることとなります。

## 4. アメリカ民間人（アメリカ軍属を含む）とアメリカで離婚する場合

夫婦でアメリカに住んでいる場合、離婚ケースの多くにはアメリカの法が適用されます。全ての離婚は裁判所で行われるため、アメリカで離婚する場合は、離婚の申し立てをする州に登録されている弁護士に相談してください。

離婚後は、必ず離婚の成立した州を管轄する日本国大使館または領事館へ届け出てください。大使館/領事館を通じて本籍地の役所へ連絡が行き、外国の方式で離婚が成立（確定）した日が離婚の日として戸籍に記載され、日本でも離婚が成立します。この手続きがなされていないとその後の再婚ができません。死亡時に相続の問題も発生するため注意が必要です。

### ● 裁判離婚した場合の日本側への手続き

提出種類：離婚届（用紙は大使館/領事館にあります）

必要書類：離婚判決謄本（Divorce Decree/Certified Copy、裁判所の認証があるもの）

離婚判決謄本の日本語訳（翻訳者名も明記）

\* 日本国籍者は戸籍謄本（または全部事項証明）が必要となります。

\* 戸籍上の氏の変更を希望する場合は一緒に届け出が可能です。

提出先：日本国大使館、領事館、または日本の市区町村役場

（※ 詳細は日本大使館または領事館にお問い合わせください。）

離婚後に永住権を継続できるかどうか決定するのは移民局です。アメリカに子どもがいる、職があるなど移民局から「アメリカと十分つながり（Substantial Tie）がある」とみなされれば、永住権を保持できる可能性は高くなります。



## 5. アメリカ軍人（アメリカ国籍）と離婚する場合

### ●軍の法務部（Legal Office）でのサポートについて

相手が軍人・軍属の場合、軍の法務部（Legal Office）では離婚そのものや、代理人になってもらうことはできませんが、離婚に関する助言、書類作成のサポートなどをしてくれます（「Dependent ID」を持つ人が対象です）。

【サポートの例】

- 日本とアメリカのどちらで手続きをとるかのメリット・デメリットについての助言
- 親権（Child Custody）、養育費（Child Support）、扶養手当（Spousal Support）や財産分与（Distribution of Property）などの取り決めの文書（離婚合意書）作成のサポート
- 「別居合意書（扶養に関し当事者間が合意していることを記した書類）」案の作成

### ●軍の扶養命令について

軍の各部門では、法的な合意や裁判所の命令がなくとも、その配偶者と子に対して経済的な支援を提供するように命ずる規則を設けており、軍によっては罰則も制定されています。詳細は軍の法務部（Legal Office）で確認してください（連絡先は57頁参照）。



## 6. 離婚後の氏（姓）

### ●離婚後もアメリカ人の氏を名乗りたい場合

戸籍上の氏をアメリカ人配偶者の氏（スミス）に変更している人が、引き続きスミスを名乗りたい場合、特に手続きを取る必要はありません。

### ●離婚後、元の氏（旧姓）に戻りたい場合

届け出てアメリカ人の氏を名乗っていた場合、離婚後3か月以内ならば市区町村の担当窓口へ届け出て旧姓に戻れます。3か月を過ぎた場合は、家庭裁判所で「氏の変更」を申し立てて許可を得る必要があります。婚姻した時に家庭裁判所で「氏の変更」の申し立てをしてアメリカの氏を名乗っていた場合は、再度、家庭裁判所に「氏の変更」を申し立てて、旧姓に戻る手続きをすることになります。

### ●子どもの氏について

母親が氏を変えると変更後の氏で新しい戸籍が編成されます。日本国籍のある子どもは母親の今までの戸籍に残ったままとするため、子どもの氏を変える場合は手続きが必要です。

#### ●子どもも同じ氏に変える場合

「同籍する旨の入籍届」を役所に提出します。

新しく作られる母親の戸籍に子どもも記載され、母親と同じ氏になります。

#### ●子どもだけアメリカ人の氏を使う場合

名前を変更する母親だけの戸籍を新たに作ります。

子どもの戸籍はそのままとなり氏の変更はありません。

### Point!

離婚後に名前を変える場合は、SSN（Social Security Number）カード、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、年金手帳などの名前を忘れずに変更してください。

## 7. 親権 (Child Custody)

子どもが日本国籍を有し、親の一方が日本人の場合、日本法に基づいて離婚した場合の未成年者の親権は、日本法が適用されて単独親権 (Sole Custody) となります。よって、子どもの親権者を父か母のどちらか一方に決める必要があります。また、アメリカで親権に関する裁判所の決定書が出されている場合でも、日本国内では有効となるとはかぎりません。

親権者の指定や変更の手続きは、子どもの国籍や父親がどこにいるかなど、ケースによって違ってきます。弁護士や家庭裁判所に相談してください。離婚後に親権者変更する場合は、家庭裁判所での申し立てが必要になります。子どもが日本に住んでいない場合は、日本での親権者の変更はできません。

### 離婚後の親権者

日本：「単独親権 (Sole Custody)」 …父親、または母親

欧米：「共同親権 (Joint Custody)」 …両親





## 8. 養育費（Child Support）

養育費とは、離婚後、親が負担すべき未成熟子（経済的に自立していない子のこと。一般的には未成年者を指します。）の養育に必要な費用のことです。

基本的には、父母が経済力に応じて分担し合います。子どもは、両親それぞれが自分のことをかけがえのない大切な存在であると思っている、と感じることによって深い安心感と自尊心をはぐくむことができます。



2011年の民法の一部改正により、離婚の際に父母が「養育費の分担」（Share of Child Support）と「面会交流」（Visitation and Communication）について協議で定めるべきこととされ、これらの取決めをすることは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが明記されました。2007年には厚生労働省委託事業として「養育費相談支援センター」も設立され、ホームページからも相談できます。

しかし、離婚した相手が本国に帰国してしまった場合、養育費の支払いに強制力を持たせることはきわめて困難です。常日頃より、子育ての責任については周囲の人や軍の関係機関等を交えてオープンに話し合っておきましょう。



アメリカでは各州で子どもが一定の年齢に達するまでの扶養義務があり、連邦政府と州の専門機関が連携を保ちながら養育費の取り立て等を援助しています。

【援助の例】

- ・支払いを求められた親の所在の特定（名前や社会保障番号（Social Security Number:SSN）などの情報をもとに居場所を探し出します。）
- ・支払命令の取得及び執行（給与差し押さえ、所得税還付金等からの相殺など）
- ・滞納への対応（自動車運転免許、パスポート発行等の停止など）

Point!

### ひとり親世帯の支援について

母子世帯、父子世帯などのひとり親世帯には、扶養手当、医療費の助成、育児サポートなどさまざまな支援制度があります。詳しくは市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

例）【児童扶養手当】

離婚などによるひとり親家庭の生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭で養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当。

- ・子どもの人数、所得に応じて具体的な支給額が決まります。
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども、父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐妊した子どもなども対象となります。



## 9. 面会交流（Visitation and Communication）

離婚によって子どもと離れて暮らすことになった親は、子どもと定期的、継続的に会ったり、電話や手紙でやり取りしたりして交流することができます。なお、面会交流は離婚前の別居中でも認められます。

また、夫婦間でDVがあるようなケースでも、そのことが子どもへの影響を与えていないようであれば、子どもの福祉の観点から監督付などでの面会交流が認められます。

面会交流の方法は父母で話し合っ決めてますが、協議が整わないときは家庭裁判所に調停を申し立てることになります。例えば、母親が子どもを監護している場合、父親から面会交流の調停を申し立てるのが通常です。調停でも決まらない場合は、家庭裁判所が審判によって決めます。

調停や審判で面会交流の内容が決まった場合は、これを守る必要があります。もし守らなかったときは、家庭裁判所から履行勧告が出される可能性があります。この履行勧告には強制力はありませんが、面会交流の内容によっては間接強制（面会交流をさせないときは、一定の金銭支払いを命じる）がなされることもあります。



共同親権のアメリカでは、夫婦の離婚後も子どもは両方の親と会うことが一般的です。例えば、離婚後も送迎可能な場所に居住している場合、平日は母親と一緒に生活し、休日は父親と一緒に過ごすなどのケースも多くみられます。

### 領事面会について

一方の親が外国に在住している場合は、領事面会という方法もあります。外国に駐在して自国民の保護などを行う領事は、領事面会の依頼があり、他に適当な手段がなく、子の所在が判明している場合には、必要に応じて、他方の親の了解を得て領事による子との面会を行うことも可能です。

例えば、アメリカに在住する父親が、沖縄で暮らしている子どもの様子を確認するため領事面会を要請した場合、在沖アメリカ総領事館から母親に連絡を取り子どもとの面会を設定します。

なお、アメリカに在住する父親が子どもを日本から連れ去るなどしたため、日本に暮らす母親が子どもとの接触ができない場合、母親はアメリカの日本国領事館に対し、領事面会を要請し、子どもの様子を聞くことができます。